

住宅資金借用申込書

一般財団法人 静岡県教職員互助組合 様

平成 年 月 日

下記のとおり、申し込みますので貸付をお願いします。

貸付を受けたうえは、静岡県教職員互助組合の貸付に関する規定を遵守し、この借入金の弁済の履行について一切の責任を負い、これに違反したとき及び退職時に弁済が未完了のときは、一括清算します。

なお、退職金が支給される場合には、その残高を退職金から控除することを承諾いたします。

所属所コード		組合員番号										
所属所名		TEL () -										
フリガナ				職名								
組合員の氏名		氏 名		(印)		給料月額		円				
						加入年月		S H 年 月				
						生年月日		S H 年 月 日				
自宅住所		〒 -				TEL () -						
組合員(借受人)記入欄	借入要項		貸付希望額		万円		貸付希望月		平成 年 月			
	資金使途		新築		建物のみ 建物及び土地 ・ 増築 ・ 改築 ・ 住宅(マンション)購入 ・ 宅地購入							
	資金調達方法		借入先		借入金額等		借受人		毎月払いの内訳			
					万円		本人		借入額		弁済金額	
			互助住宅融資		万円				万円		円	
			共済組合		万円				万円		円	
					万円				万円		円	
					万円				万円		円	
	自己資金		円									
	差引残高		△ マイナス		円		平成 年 月		月末住宅貸付残高			
合計		円		万円		円		万円				
送金先		組合員の本人口座		金融機関コード		支店コード		科目		口座番号		
				銀行 信用金庫 労働金庫 農協		支店		普通				

組合員(借受人)記入欄	居住地の状況と建物 又は土地を必要とする理由(詳細に)					
	宅地の状況	所在地			地積	m ²
		該当に ○ 印	所有地 本人・親族(氏名) (続柄)	借地 所有者 ()	購入地	
		抵当権の設定	あり(債権者)・なし			
	新築・増築 改築・住宅 購入のとき	建築費・購入費	円	床面積	m ²	
		改造費	円	工事着工(購入)予定期日	平成	年 月 日
		その他	円	費用の支払い予定期日	平成	年 月 日
		合計	円			
		抵当権の設定	あり(債権者)・なし			
	宅地購入 のとき	購入費	円	宅地の購入予定期日	平成	年 月 日
その他		円	費用の支払い予定期日	平成	年 月 日	
合計		円				
入居家族	氏名	年齢	続柄	収入月額(総支給額)	勤務先・職業	
			本人			
	収入月額計					

所属所欄	上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明し、貸付は適当であることを認めます。	
	平成 年 月 日	
	所属所長氏名	職印
	事務取扱者氏名	印

互助組合欄	貸付番号		調査	受付日
	審査日			
	貸付決定額			
	貸付実行日			

(注意) 提出いただいた書類は、弁済完了後においても返還いたしませんのでご了承ください。

住宅資金貸付のご案内

■ 住宅資金概要

項目	内容
貸付事由	組合員が居住する住宅及び付属設備の建築、購入又は宅地購入のために資金が必要なとき
貸付資格及び貸付限度額	(1) 加入後1年未満のとき200万円、1年以上2年未満のとき300万円、2年以上3年未満のとき500万円を限度とします。(※貸付総額の上限となります。) (2) 加入後3年以上10年未満のとき、2,000万円を限度とします。(※加入後3年以上5年未満のときは、貸付総額の上限が2,000万円となります。) (3) 加入後10年以上のとき、3,000万円を限度とします。 ただし、貸付額が2,000万円を超えるときは、貸付実行後に当該土地及び建物に対して、互助組合住宅資金貸付が完済するまで抵当権(又は、根抵当権)が設定されないものとします。 (4) 貸付額は、10万円単位とする。
貸付利率	年利1.00%とし、財務大臣が定める財政融資資金預託金利等により変動するものとします。
申込締切日、審査日及び送金日(貸付日)	締切日 毎月20日 → 審査日 翌月1日 → 送金日(貸付日) 15日 (1) 締切日が、土曜日及び休祝日の場合は、前日とします。 (2) 送金日が金融機関休業日の場合は翌営業日とします。
弁済方法	(1) 毎月弁済又は毎月、ボーナスの併用弁済による元利均等償還となります。 (2) 互助組合の他の貸付金でボーナス返済をされている場合は毎月弁済のみとなります。 (3) 貸付額が2,000万円を超えるときは、定年退職時の貸付残額が2,000万円以下となる返済とします。
弁済期間	(1) 毎月弁済は、360回(30年)以内 (2) ボーナス弁済は、毎月弁済の回数を6で除した回数以内
団体信用生命保険	団体信用生命保険にご加入いただきます。(保険料は互助組合負担) 弁済中に保険事故(死亡又は高度障害)にあったときは、未償還残高相当額の保険金が生命保険会社から互助組合に支払われ、住宅資金借入金の債務が消滅する制度です。
その他	(1) 保証料、事務手数料等の経費は不要です。 ただし、「住宅資金貸付に関する契約証書」に貼付する収入印紙は、借受人にご負担いただきます。 (2) 抵当権、連帯保証人の設定は必要ありません。 (3) 所得税の住宅借入金等特別控除の対象となります。(控除を受けるための要件は、税務署にご確認ください。) (4) 一部繰上償還、一括返済、育児休業期間中の償還猶予の制度あり(事務手数料は不要) (5) 育児休業期間中もお申込みいただけます。

■ 提出書類について

(1) 互助組合の所定様式

様式	備考
住宅資金借用申込書	
団体信用生命保険加入申込書兼告知書	3枚複写—組合員控、互助組合控、生命保険会社控とも併せてご提出ください。
建築確約書	資金使途が「宅地購入」のときご提出ください。
建築同意書	同居しない親族等の土地に建築する場合、ご提出ください。

(2) 添付書類

資金使途	添付書類
新築・増築・改築	①建築確認済証の写し(必要としない場合…市町村発行の証明書又は請負業者の工事内容及び建築確認が必要でない旨の証明書) ②工事請負契約書の写し ③工事見積書の写し ④平面図の写し
住宅購入	①買契約書の写し ②平面図の写し
宅地購入	①買契約書の写し
金融機関等からの借換え	①金融機関等の残高証明書 ②金融機関等の償還表 ③登記済証(権利証)の写し…対象物件及び所有者を確認できるもの

(3) 「住宅資金に関する契約証書」について

貸付決定後、「住宅資金貸付に関する契約証書」を送付しますので、記載内容をご確認のうえ、署名、実印押印及び収入印紙貼付のうえ、ご提出ください。

なお、契約内容は、必ず「見本」にてご確認のうえお申込みください。

■ 住宅資金貸付後の提出書類

※貸付額が2,000万円を超え、当該土地及び建物に抵当権(又は、根抵当権)が設定されていた場合は、抵当権(又は、根抵当権)が抹消された登記簿謄本を提出してください。

資金使途	様式名	添付書類	提出期限
新築、増築、改築、住宅購入	完了報告書	家屋登記簿謄本	送金日(貸付日)から6か月以内
建築確認を必要としない増築、改築	完了報告書	領収証の写し	送金日(貸付日)から6か月以内
宅地購入	宅地購入時	土地登記簿謄本	送金日(貸付日)から6か月以内
	住宅建築後	完了報告書	家屋登記簿謄本
金融機関等からの借換え	完了報告書	完済証明書	送金日(貸付日)から6か月以内

■ 申込み手続きについて

お申込みの手続きは、所属所の互助組合事務取扱者様を通じて行ってください。